

JKK 移動販売 出店事業者募集要項

【試行実施】



【2025年1月 30 日版】

本募集要項は、改訂する場合があります。当会社 HP から最新版のものをご確認ください。

JKK 東京では、買い物支援及び生活利便性の向上を目的として、店舗機能を有した自動車を短時間停車させ、「食料品」や「生活用品」の販売を行う事業(以下、「移動販売事業」という)を JKK 住宅用地内にて実施(以下、「JKK 移動販売」という)することを認めることといたしました。

JKK 移動販売の出店事業者を募集いたしますので、募集要項をご確認の上、ご応募をお願いいたします。なお、今回は試行実施として、一部のJKK住宅(別添3 参照)を対象に出店事業者の募集を行います。本試行実施による申込・出店状況等を踏まえて、今後、他のJKK住宅への拡大を検討いたします。

1 募集概要

応募できる事業者は、移動販売事業を自ら行う者(個人事業主を含む)又はスーパーマーケット等の商店を営みながら移動販売の出店手配等を行う者(以下、「移動販売事業者」という)とします。なお、現地調理の商品を販売するキッチンカーのオーナーはお申込みできません。

募集から出店までの流れは以下のとおりです。詳細は次ページ以降をご参照ください。

I 出店事業者の募集

出店事業者の募集 : ホームページにより対象住宅の出店事業者の募集を行います。

試行実施による募集期間 令和7年1月から令和7年9月末まで



出店希望者による申込 : 出店希望者は、当公社へ申込書類をご提出ください。募集期間中、随時受付をします。

II 出店事業者の審査選定

出店事業者の審査 : 当公社は、申込書類に基づき出店事業者の審査を行います。



出店事業者の選定 : 審査を通過した者を出店事業者として選定します。

III 土地使用承認

土地使用承認 : 出店事業者に対し、当公社から出店場所の土地使用承認を行います。



移動販売出店開始

2 募集の詳細について

I 出店事業者の募集

JKK 移動販売への申込みを希望される方は、(1)の申込資格があることをご確認のうえ、(2)の申込書類を当公社へご提出ください。なお、出店にかかる条件は(3)のとおりです。当公社は申込書の内容に基づき、資格審査及び出店事業者の選定を行います。※お申込みにあたり、必ず現地の下見をしていただくようお願いします。

(1)申込資格

下記の①～④すべての条件を満たす必要があります。

- ① 移動販売事業者であること。
- ② 移動販売事業を実施した実績を有すること。
- ③ 移動販売事業を実施するために必要な資格及び営業許可等を有している、または許可等の見込みがあること。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)に該当する暴力団・暴力団員に該当しないこと。また、法人役員及び使用人等が暴力団員に該当しないこと。(※)

※土地使用承認後に該当することが判明した場合は承認を取り消します。なお、当公社が必要と判断した場合は、暴力団又は暴力団員の該当性について警察へ照会する場合がありますので、ご了承下さい。

(2)申込書類

下表の申込書類について、郵送によりご提出ください。なお、ご提出時には P6に記載の問合せ先まで事前に電話にてご連絡下さい。万が一、申込書類の不着があった場合は、責任を負いかねます。

No.	書類名	様式
1	JKK 移動販売 出店申込書	公社指定 (別添1)
2	会社概要書等	任意
3	移動販売事業を実施した実績を確認できる資料(出店時に使用したチラシ等)	任意
4	移動販売事業を実施するために必要な資格及び営業許可等を有している、または許可等の見込みがあることを確認できる資料(当該自動車の車検証、食品衛生責任者証、営業届出書の写し等)	任意
5	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書	公社指定 (別添2)

※当公社は、取得する個人情報について、別に定める[東京都住宅供給公社 個人情報保護方針](#)に基づき取り扱います。

※申込書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、申込みを無効とする場合があります。

※既に別の JKK 住宅で土地使用承認を受けている場合など、当公社へ提出済みの書類については、改めてご提出いただく必要はありません。(No1 の出店申込書については、申込みの都度ご提出いただく必要があります。)

(3)出店条件

下表を原則とし、住宅毎に当公社が個別に設定します。なお、土地使用承認後に事業者と協議のうえ、出店条件を変更する場合があります。

対象住宅	・当公社が指定する対象住宅リスト(別添3)内で、事業者が提案※する。
出店場所 (及び車両動線)	・事業者が提案する。 (上記提案内容について、住宅管理及び安全面等を考慮し、当公社との協議により変更となる場合がある)
出店期間	・令和7年9月末までとする。 ・上記の期間満了日をもって試行実施期間を終了することとし、以降の継続については、期間満了日の2か月前までに当公社及び出店事業者のいずれからも出店終了の申し出が無い場合は、原則、出店期間が1年間延長されるものとし、以降も同様とする。 ・なお、試行実施結果を踏まえて、当公社が方針を定め、出店条件等の変更を行う場合は、別途、出店事業者と協議する。
出店日時	・管理事務所の営業時間内(原則9時～17時で営業、水曜日15～17時及び木曜日は定休日)で事業者が提案する。 (既に出店中の事業者が居る場合は、当該事業者の出店日との間隔等を考慮して、出店日時の変更を指示する場合がある)
販売品目	・食料品(生鮮三品目)や生活用品の範囲内で事業者が提案する。 (上記提案内容について、同一住宅内及び近隣店舗の出店状況等を考慮し、当公社から特定品目の販売禁止等を指示する場合がある)
土地使用料	・無料

※ 対象住宅リスト(別添3)に記載の無い住宅での出店を希望する場合は、対象住宅への出店と併せて、ご提案いただく必要があります。

Ⅱ 出店事業者の審査・選定

(1)出店事業者の審査

ご提出いただいた申込書類を基に資格審査を行います。必要に応じて、ヒアリング等を行わせていただく場合があります。なお、資格を満たしていても、希望する住宅の周辺環境等により出店が困難だと当公社が判断した場合は、出店事業者を選定しないことがあります。

(2)出店事業者の選定

審査を通過した者を出店事業者として選定します。1つの住宅において、審査を通過した者が2者以上いる場合においては、原則として、全ての事業者を選定します。なお、各出店事業者の希望する出店日時等が重なった場合は、公社と各出店事業者の協議により出店日時等を調整させていただきます。

(3)出店事業者の通知義務

出店事業者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を当公社に通知してください。

- ① 商号(名称)、住所、主たる事務所の所在地、代表者を変更したとき。
- ② 法人の場合は、法人が解散したとき。
- ③ 民事再生手続開始の申立又は破産手続開始の申立、若しくは更生手続開始の申立をしたとき。
- ④ 申込資格を満たさなくなったとき。

Ⅲ 土地使用承認

(1) 土地使用承認

当社は、選定された出店事業者に対し、別添4「移動販売事業運営のための土地使用承認について」により、営業に必要な土地使用承認を行います。なお、上記の書面については、当会社から出店事業者へ郵送させていただきます。

(2) 移動販売の出店開始

移動販売の出店開始は、当会社からの土地使用承認日以降に可能となりますので、ご注意ください。また、出店開始初日は、原則として当会社が現地立会いを行いますので、事前に当会社へご連絡のうえ、日程調整を行ってください。

(3) 土地使用承認の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、土地使用承認を取り消すことがあります。

- ① 承認した目的以外に使用したとき。
- ② 住宅管理上の理由等により、出店の継続が困難になったとき。
- ③ 申込資格を満たさなくなったとき。
- ④ II(3)の②又は③に該当するとき。
- ⑤ 不適切な行為等により、信頼関係を著しく害すると公社が認めたとき。
例) 販売品の価格設定が相場と著しく均衡を失するなど、本事業の目的(居住者への買い物支援)に該当しない行為
- ⑥ 本要項や、土地使用承認時に定める事項に違反したとき。

その他、住宅内に新たにスーパーマーケット等の店舗が出店するなど、移動販売を認めるための目的が達成されたものと当社が判断した場合には、2か月前までに書面で通知することにより、土地使用承認の取り消しを行うことができますこととします。

(4) 移動販売の出店廃止

出店事業者の都合により移動販売の出店を廃止しようとするときは、出店廃止日の2か月前までに、別添5「JKK 移動販売 出店廃止届出書」を当会社へご提出ください。(廃止に際しては、移動販売利用者の混乱や苦情等が発生しないよう配慮していただく必要があります。)また、対象住宅以外で出店している場合において、対象住宅を出店廃止し、対象住宅以外のみ出店を継続することは認められません。

(5) 土地使用承認内容の変更

出店事業者の都合により土地使用承認の内容を変更しようとするときは、当会社と事前協議のうえ、別添6「JKK 移動販売 出店変更届出書」をご提出ください。

3 注意事項

出店にあたり、以下の注意事項を遵守してください。

- (1) 当会社からの土地使用承認後、速やかに出店開始すること。
- (2) 住宅内の居住者及び店舗賃借人のみなさんと円満な関係を築くことができるよう努めること。
- (3) 体調不良等により臨時休業をする場合には、必ず当該住宅の管理事務所に連絡すること。

- (4)「東京都安全安心まちづくり条例」(平成15年東京都条例第114号)第28条第1項に規定する危険薬物(以下「危険薬物」という。)の販売等(製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること)又は同条例31条第1項に規定する特殊詐欺(以下「特殊詐欺」という。)を目的としないこと。
- (5)移動販売の出店に伴い、住宅敷地内の設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに当会社に報告の上、原状に復すること。
- (6)移動販売に関する事故・苦情等が発生した際には、全て出店事業者の責において迅速に対応すること。
- (7)特に重大な事故・苦情等については迅速に当会社に第一報を伝えるとともに、問題解決に向け真摯に対応し、その対応記録を作成し適宜当会社に報告・提出すること。
- (8)利用者の怪我の補償や損害賠償事故(対人・対物)の補償を可能とするため、必ず保険加入すること。
- (9)台風などの災害における事故防止策を適切に実施すること。
- (10)電気設備が必要な場合は、発電機等の電源設備を用意し発電機等による騒音を軽減するための十分な対策を講じること。
- (11)給排水が必要な場合は、車内に給排水タンクを整備し、住宅内設備を使用した給排水は行わないこと。
- (12)撤収時に車両回り及び周辺の清掃を行うこと。また、発生したゴミは出店事業者の負担により処分すること。
- (13)当会社の住宅管理上必要な工事(保全工事)等に協力すること。
- (14)当会社から提供する駐車許可証を、駐車車両の外から見える位置に掲示すること。
- (15)大音量でステレオ、ラジオ等を使用するなど、住宅の居住者に迷惑となる行為を行わないこと。
- (16)その他当会社から個別に指示された住宅管理上の注意事項等を遵守すること。
- (17)移動販売事業の遂行に際して、出店事業者が個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定める個人情報をいう)を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律を遵守することとし、当会社はその責を負わない。

4 本件に関する問い合わせ先(申込書等の提出先)

東京都住宅供給公社

住宅総合企画部 住宅再生事業推進課 JKK移動販売担当

住所 :〒150-8543 東京都渋谷区渋谷 1-15-15 テラス渋谷美竹3階

電話 :03-3409-2261(代表)

メール :juutakusaiseijigyousuishin@to-kousya.or.jp

以上

別添1

JKK 移動販売 出店申込書

令和 年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称 _____

代表者 _____

以下のとおり、移動販売の出店申込みをいたします。なお、申込みにあたって、「JKK 移動販売 出店事業者募集要項」の内容について承諾しました。

【出店希望情報】

住宅名							
出店希望曜日・時間帯	月	火	水	木	金	土	日
※出店時間は原則、1時間以内とするようにご記入ください。							
出店場所（現地写真、案内図等）							
(注意事項) ※出店場所、出店時の車両寸法及び出店場所までの車両進入経路をご記入下さい。(手書き可)							
※駐車時に介護車両等が進入できる通路幅が確保できることが分かるように、出店場所の幅員をご記入下さい。							
※車両進入経路上に車止めがある場合は、その位置をご記入下さい。							

別添1

【出店者情報】

法人等名称	
代表者	
住所	
担当部課・担当者※	
電話番号	
メールアドレス	
主に販売する食料品・生活用品 (例:肉、野菜、魚、洗剤 など)	

※当公社から上記の担当者様へ、出店日時・出店場所等の変更(本申込書の修正)をご依頼させて頂く場合がありますので、ご了承ください。

【出店資格確認】

移動販売事業を実施した実績

出店期間	出店場所

提出書類一覧 チェックリスト

No.	書類名	様式	チェック欄
1	JKK 移動販売 出店申込書 (本書類です。)	公社指定 (別添1)	<input type="checkbox"/>
2	会社概要書等	任意	<input type="checkbox"/>
3	移動販売事業を実施した実績を確認できる資料(出店時に使用したチラシ等)	任意	<input type="checkbox"/>
4	移動販売事業を実施するために必要な資格及び営業許可等を有している、または許可等の見込みがあることを確認できる資料(当該自動車の車検証、食品衛生責任者証、営業届出書の写し等)	任意	<input type="checkbox"/>
5	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書	公社指定 (別添2)	<input type="checkbox"/>

JKK 移動販売 出店申込書

記入例

令和 ○年 ○月 ○日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称 株式会社 ○○○スーパー代表者 ○○ ○○

以下のとおり、移動販売の出店申込みをいたします。なお、申込みにあたって、「JKK 移動販売 出店事業者募集要項」の内容について承諾しました。

【出店希望情報】

住宅名	○○住宅						
出店希望曜日・時間帯	月	火	水	木	金	土	日
※出店時間は原則、1時間以内とするようにご記入ください。			11時～ 12時		11時～ 12時		
出店場所（現地写真、案内図等）	2号棟前の広場						
(注意事項) ※出店場所、出店時の車両寸法及び出店場所までの車両進入経路をご記入下さい。(手書き可)							
※駐車時に介護車両等が入り込める通路幅が確保できていることが分かるように、出店場所の幅員をご記入下さい。							
※車両進入経路上に車止めがある場合は、その位置をご記入下さい。	(C) OpenStreetMap contributors						

別添1

【出店者情報】

法人等名称	株式会社 ○○○スーパー
代表者	○○ ○○
住所	〒○○○-○○○○ 東京都 渋谷区 神宮前○○
担当部課・担当者※	担当者:移動スーパー推進部 ・ △△太郎
電話番号	担当者:×××-××××-××××
メールアドレス	担当者:○○○@○○○.com
主に販売する食料品・生活用品 (例:肉、野菜、魚、洗剤 など)	野菜

※当公社から上記の担当者様へ、出店日時・出店場所等の変更(本申込書の修正)をご依頼させて頂く場合がありますので、ご了承ください。

【出店資格確認】

移動販売事業を実施した実績

出店期間	出店場所
2023年12月○日 ~ 現在	○○ 公園前(チラシ参照)

提出書類一覧 チェックリスト

No.	書類名	様式	チェック欄
1	JKK 移動販売 出店申込書 (本書類です。)	公社指定 (別添1)	<input checked="" type="checkbox"/>
2	会社概要書等	任意	<input checked="" type="checkbox"/>
3	移動販売事業を実施した実績を確認できる資料(出店時に使用したチラシ等)	任意	<input checked="" type="checkbox"/>
4	移動販売事業を実施するために必要な資格及び営業許可等を有している、または許可等の見込みがあることを確認できる資料(当該自動車の車検証、食品衛生責任者証、営業届出書の写し等)	任意	<input checked="" type="checkbox"/>
5	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書	公社指定 (別添2)	<input checked="" type="checkbox"/>

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

1 から 6 までの各項目末尾<いたします・いたしません>は、どちらかを○で囲んでください。

1 当社、当社の役員又は社員（以下、「当社等」という。）が、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約
< いたします ・ いたしません >。

- ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

2 当社等は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約
< いたします ・ いたしません >。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 当社等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約
< いたします ・ いたしません >。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(裏面に続きます)

4 当社等は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約
＜ いたします ・ いたしません ＞。

- ① 下請け又は再委託先業者が前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
- ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

※下請け又は再委託業者を利用しない場合は、＜いたします＞を○で囲んでください。

5 当社等は下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約
＜ いたします ・ いたしません ＞。

※下請け又は再委託業者を利用しない場合は、＜いたします＞を○で囲んでください。

6 当社等は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切当社の責任とすることを表明、確約
＜ いたします ・ いたしません ＞。

東京都住宅供給公社 理事長 殿

件 名	JKK移動販売 出店事業者申込
年 月 日	
所 在 地	
商号又は名称	
代表者氏名 (役職名を含む)	登録印

※所在地、商号又は名称、代表者氏名は公社に登録している内容でご記入ください。

※年間代理人及び使用印を定めている場合は、当該年間代理人名をご記入いただき、当該使用印を使用してください。

【JKK移動販売 試行実施】対象住宅リスト

NO	区市町村	住宅名	住所	戸数	備考(団地内店舗など)
1	江東区	越中島	江東区越中島3-5-27	162戸	
2	江東区	南砂七丁目	江東区南砂7-1-18	91戸	
3	世田谷区	南烏山三丁目	世田谷区南烏山3-11-19	40戸	
4	世田谷区	祖師谷	世田谷区祖師谷2-5	—	
5	中野区	江古田	中野区江原町1-23-1ほか	344戸	
6	中野区	コーシャハイム上鷲宮	中野区上鷲宮3-9-1、2	181戸	
7	北区	堀船	北区堀船2-27-1、2	510戸	
8	北区	豊島町	北区豊島7-31-1	204戸	
9	北区	堀船第二	北区堀船2-22-1、2	226戸	
10	板橋区	西台	板橋区高島平9-1-5	398戸	
11	板橋区	前野町第二	板橋区前野町1-20-1	195戸	
12	足立区	興野町	足立区西新井本町4-16-B1ほか	559戸	
13	足立区	千住東町	足立区千住東2-21-1、2	352戸	
14	足立区	西保木間	足立区西保木間4-12-2、3	300戸	
15	足立区	西新井本町	足立区西新井本町2-30-18-1、2	281戸	
16	江戸川区	宇喜田第一	江戸川区北葛西5-18-1ほか	360戸	
17	江戸川区	春江町	江戸川区春江町1-2-1ほか	398戸	
18	江戸川区	宇喜田第二	江戸川区北葛西2-19-1ほか	710戸	
19	江戸川区	新田	江戸川区西葛西8-2-1ほか	570戸	
20	江戸川区	堀江	江戸川区南葛西3-16-1ほか	862戸	
21	江戸川区	春江町椿	江戸川区春江町2-4-1,2	225戸	
22	八王子市	八王子泉町	八王子市泉町682-1-1ほか	290戸	
23	八王子市	松が谷	八王子市松が谷49-1ほか	250戸	NPO(配食サービス)、歯科、整骨院、郵便局、地域交流サービス、調剤薬局、宅配弁当(お好み焼き)
24	八王子市	松が谷第二	八王子市松が谷59-1ほか	134戸	
25	八王子市	コーシャハイム松が谷	八王子市松が谷11-3	24戸	鮮魚・惣菜、NPO(就労支援)、美容店、精肉店、理容店、福祉相談窓口
26	立川市	江の島道東	立川市栄町5-28-1ほか	392戸	
27	立川市	富士見町東	立川市富士見町7-41ほか	210戸	
28	昭島市	昭島玉川町	昭島市玉川町5-15-1ほか	96戸	
29	昭島市	昭島田中町	昭島市田中町3-5-1ほか	895戸	歯科、内科、薬局 他
30	町田市	高ヶ坂	町田市高ヶ坂3-35ほか	832戸	
31	町田市	木曽	町田市木曽東4-6ほか	904戸	
32	町田市	本町田	町田市本町田867-1-11ほか	916戸	NPO(パン屋)、接骨院
33	町田市	真光寺	町田市真光寺3-1-3-1ほか	138戸	
34	小金井市	小金井本町	小金井市本町4-5ほか	530戸	
35	小金井市	小金井貫井	小金井市貫井南町5-3-1ほか	310戸	
36	東村山市	久米川駅東	東村山市萩山町5-3-1ほか	552戸	
37	西東京市	田無西原	西東京市西原町3-7-Bほか	462戸	
38	西東京市	田無南芝	西東京市芝久保町2-17	319戸	
39	福生市	熊川	福生市熊川95	592戸	
40	清瀬市	清瀬台田	清瀬市下宿1-1-1ほか	960戸	
41	清瀬市	梅園三丁目	清瀬市梅園3-1-1,2	90戸	
42	清瀬市	コーシャハイム梅園二丁目	清瀬市梅園2-6-2	74戸	
43	東久留米市	下里第二	東久留米市野火止3-4-1ほか	240戸	
44	多摩市	愛宕第一	多摩市愛宕1-1-1、2	121戸	美容室、日本そば、NPO(就労支援、カフェ)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、放課後等デイサービス 他
45	多摩市	愛宕第二	多摩市愛宕4-53-1	75戸	東京都都市整備局事務所、美容室、理容店、地域交流サービス、デイサービス
46	多摩市	東寺方	多摩市東寺方626-2-1ほか	190戸	

(注意)

- ・ 上記の対象住宅(備考欄含む)については、予告なく変更となる場合があります。

殿

東京都住宅供給公社
理事長

移動販売事業運営のための土地使用承認について

標記について、下記条件を付して承認します。

記

1 使用承認内容

- (1) 住宅名 ○○
- (2) 出店場所 別添図面の範囲
- (3) 使用目的 店舗機能を有した自動車を短時間停車させ、住宅の居住者及び近隣住民に、主として食料品や生活用品を販売する事業（以下「移動販売事業」という。）を行うこと。
- (4) 承認期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
※期間満了日の2か月前までに双方から出店終了の申し出が無い場合は、同一条件で一年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- (5) 曜日・時間帯 ○曜日：○時から○時まで
○曜日：○時から○時まで

2 承認した目的以外に使用したとき、住宅管理上の理由等により出店の継続が困難になったとき、出店事業者の資格を満たさなくなったとき、又は「J K K移動販売 出店事業者募集要項【2025年1月30日版】」や土地使用承認時に定める事項に違反したときは、土地使用承認を取り消す場合がある。

3 住宅内に新たにスーパーマーケット等の店舗が出店するなど、移動販売を認めるための目的が達成されたものと公社が判断した場合には、2か月前までに書面で通知することにより、公社から土地使用承認の取り消しを行うことができる。

4 出店事業者の都合により移動販売の出店を廃止しようとするときは、出店廃止日の2か月前までに、公社が定める届出書を提出する。

5 出店事業者の都合により土地使用承認の内容を変更しようとするときは、事前協議のうえ公社が定める届出書を提出する。

6 移動販売の出店に伴い、住宅敷地内の設備等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに原状に復すること。原状に復さない場合は、公社から原状回復にかかる費用を請求する。

7 移動販売に関する事故・苦情等が発生した際には、全て出店事業者の責において迅速に対応することとし、公社はその責を負わない。また、上記により公社に損害が生じた際には、公社は出店事業者へ

別添4

損害賠償を請求する。

8 その他、上記については双方協議のうえ変更する場合がある。

(特記事項欄)

以上

JKK 移動販売 出店廃止届出書

令和 年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称 _____

代表者 _____

JKK住宅敷地内で移動販売を行うことについて、下記のとおり、出店廃止を届け出ます。

【出店情報】

移動販売を廃止する住宅名	
移動販売廃止日	
廃止理由	

【移動販売事業者】

法人等名称	
住所	
担当者部課・担当者	
電話番号	

以上

JKK 移動販売 出店変更届出書

令和 年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

法人等名称 _____

代表者 _____

JKK住宅敷地内で移動販売を行うことについて、下記のとおり、出店変更を届け出ます。

【出店情報】

住宅名	
変更(予定)日	
変更内容及び理由	

【移動販売事業者】

法人等名称	
住所	
担当者部課・担当者	
電話番号	

以上